

（総 則）

第1条 定款第20条に規定する役員の選任は、定款の定めによるほか、この規約の定めるところによる。

（選任区分及び選任区域）

第2条 役員の選任に当たっては、選任区分を全体区分と地域区分とする。地域区分には、小学校及び中学校、県立学校、退職小中学校並びに退職県立学校の5つの区域を設ける。

（定 数）

第3条 役員の選任区分及び地域ごとの定数は、定款第20条の定める範囲内において、この法人の事業及び組織の状況並びに各区域の教職員数などの状況を考慮して理事会で定める。

（候補者になることができない者）

第4条 次の者は役員の候補者となることはできない。

- (1) 評議員
- (2) 未成年者
- (3) 被補助人及び被保佐人並びに被後見人
- (4) 破産手続開始の決定を受け、復権していない者
- (5) 理事会が役員として不適格と判断し、評議員会に報告する者

（役員推薦委員会）

第5条 役員の候補者を推薦する機関として、役員推薦委員会を置く。

- 2 役員推薦委員会は、評議員会において選任した評議員1名、理事会において選任した理事4名、監事会において選任した監事1名の6名の委員により構成し、委員長を互選する。
- 3 役員推薦委員会は、委員の3分の2以上の多数により、第3条に基づき理事会が定めた定数において、推薦すべき候補者を決定する。このとき、役員推薦委員会は、決定に係る候補者からあらかじめ承諾を得るものとする。
- 4 役員推薦委員会は、前項の規程により推薦すべき候補者を決定したときは、すみやかにその内容を理事長に報告しなければならない。

（役員選任議案の決定）

第6条 理事長は、前条により役員推薦委員会から受けた役員候補者を基に、評議員会に提出する役員選任議案を作成し、理事会に付議しなければならない。

（役員選任議案の説明及び採決）

第7条 理事は、評議員会において役員選任議案の内容を説明しなければならない。

- 2 評議員会における役員選任議案の採決は、候補者を一括して行うものとする。但し、議長が定めることにより、理事の選任に係る部分と監事の選任に係る部分を区分して採決することを妨げない。
- 3 前項に係らず、役員の候補者が第3条で定める定数を越えている場合には、評議員会は、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(役員の就任)

第8条 評議員会が役員の選任を決議したときは、理事長は直ちに選任された各役員に対してその旨の通知をしなければならない。

2 前項の通知を発した日から1週間以内に就任を辞退する旨の届出がないときは、役員に就任したものとみなす。

(役員の補充)

第9条 役員の一部が欠けた場合において補充の選任を行うときは、前各号の規定を準用する。

(細目)

第10条 本規約に定める他、役員選任の実施の細目は、必要に応じて理事会において別に定める。

(改廃)

第11条 この規約の改廃は、評議員会の決議による。

附 則 この規約は、平成 年 月 日から施行する。

一 平成 年 月 日 第 回理事会にて制定